

生前贈与の暦年課税と相続時精算課税とどちらがとくでしょうか

■ 暦年課税が有利なケースは

暦年課税では、毎年基礎控除額(贈与税がかからない)が110万円の贈与を23年間続けた場合には、この累計は2530万円になります。この2530万円は贈与税の課税を受けることなく、親の財産は減少し、相続開始前3年以内の贈与財産を除き、最終的に相続税はかかりません。

一方相続時精算課税では贈与時に2500万円までは課税されませんが、贈与者の死亡時にはこの2500万円も相続時の課税対象となり、相続税が課税されます。

したがって1年当たり110万円と金銭的には小額ですが、長年にわたりこの非課税枠を使え、この暦年課税のほうが相続時精算課税より有利となります。

たとえば将来多額の相続税がかかるほどの財産を所有している人が生前に少しずつ財産を子に贈与していった場合には、将来の相続税で高い税率が適用される部分から減少していきます、この場合に暦年課税による贈与税の課税を受けるときには、生前に計画的に贈与をすることにより贈与税と将来における相続税の合計額を減少させることができます。

一方、相続時精算課税では、生前にいくら贈与をしても、最終的には相続税の課税に取り込まれますから、贈与税と将来の相続税の合計額を減少させることはできません。

相続時精算課税では、特別控除が2500万円あり、この部分に贈与税はかかりませんから、一見得したように思えますが将来の相続税の課税に取り込まれますから、この特別控除額2500万円までの部分の贈与は将来の相続の発生まで、課税が先送りされているだけなのです。

■ 将来値上がりが見込まれる財産には、相続時精算課税が有利

相続時精算課税の適用を受けた場合は、贈与者の死亡時に生前に贈与した財産の全てが相続税の課税対象となり、相続税が課税されますが、課税対象となる金額は贈与したときの価格になります。

したがって将来的に値上がりしそうな財産がある場合には、値上がり前の金額が小さくなり、有利になることもあります。

逆に値下がりしそうな財産については、相続時精算課税を適用すると相続時の価額が贈与したときのが価格より低くなっていても贈与時の高い価格で相続税の計算をするので、不利になります。

■ 収益を生む財産には相続時精算課税が有利

親の財産の中に、収益を生む財産がある場合には、そのまま親がその財産を所有しているとそこから生ずる収益部分も親の財産となり、将来の相続財産を増加させることとなります。

このような財産は、相続時精算課税により早めに親から子供へ贈与しておけばその財産から生ずる収益部分(家賃など)はこの財産と成り、将来の親の相続発生時には、親の財産として残らないこととなります。

したがって、収益を生む財産については、相続時計算課税を適用して早めに子供に贈与しておくのが有利になります。

■ 相続税がかかるほどの財産がない人には相続時精算課税が有利

相続税の基礎控除は、 $5000万円 + 1000万円 \times \text{法的相続人の数}$ で計算されます。

たとえば、相続人が配偶者と子供2人であれば相続人の数は3人ですから8000万円の基礎控除があるということです。つまり、財産が8000万円以下であれば相続税はかかりません。相続時精算課税を適用すると、生前の贈与は2500万円の特別控除の枠内であれば贈与税は課税されず、その贈与財産が親の死亡時に全額相続税の課税対象になったとしても、その金額が基礎控除以下であれば相続税は課税されません。

仮に2500万円を超える贈与をし、贈与税を納めたとしても、相続税がゼロになれば、過去に納めた贈与税は、全額還付されます。

つまり、親の財産が基礎控除以下の人であれば、相続時精算課税を利用することによって、最終的な憎悪税、相続税の負担なしに、生前の贈与をすることができます。

こういったケースでは、暦年課税より、相続時精算課税のほうが有利になります。

■ 具体的な損得は

暦年課税と相続時精算課税でどちらが特になるのかは、それぞれの人の置かれている状況によって異なってきます。また、相続時精算課税は将来相続時に精算されるまでかなりの期間がかかることがあります。長期間にわたったときには、贈与後、相続発生時までにインフレになっているか、デフレになっているかによって、損得はことなってきます。また、相続税や贈与税の税制が今後改正されることも考えられ、そのことにより損得がかわっていくことも十分考えられます。

ご意見・ご感想はこちらまで

山守税理士事務所

TEL:03-5283-5280

FAX:03-5283-5270